

福祉厚生常任委員会記録【未校正】

- 招集日時 令和6年12月10日（火）午前10時00分
- 招集場所 議事堂大会議室
- 出席委員
- | | |
|------|-------|
| 委員長 | 久保田真澄 |
| 副委員長 | 杉山尊宣 |
| 委員 | 古谷貴子 |
| 〃 | 根岸裕美子 |
| 〃 | 岩澤信 |
| 〃 | 金澤克仁 |
| 〃 | 山野井隆 |
| 〃 | 遠山智恵子 |
- 欠席委員 なし
- 出席説明員
- | | |
|-----------|-------|
| 総務部長 | 吉田文彦 |
| 財政部長 | 田中英樹 |
| 福祉部長 | 鈴木文江 |
| 健康増進部長 | 彦坂哲 |
| 財政部次長 | 飯竹永昌 |
| 福祉部次長 | 下田浩 |
| 福祉部次長 | 佐藤睦子 |
| 健康増進部次長 | 助川直美 |
| 総務課長 | 松崎剛 |
| 財政課長 | 谷池公治 |
| 高齢福祉課長 | 秋山和也 |
| 子育て支援課長 | 三浦雄司 |
| 健康づくり推進課長 | 香取美弥 |
| 国保年金課長 | 関口勝己 |
| 高齢福祉課副参事 | 井橋久美子 |
| 保健センター副参事 | 柳和恵 |
| 財政課長補佐 | 鈴木健太 |
| 納税課長補佐 | 細井大悟 |

高 齢 福 祉 課 長 補 佐	木 村 充 之
高 齢 福 祉 課 長 補 佐	井 上 秀 和
子 育 て 支 援 課 長 補 佐	飯 塚 千 絵 子
家 庭 児 童 相 談 室 長	菅 野 栄 一
健 康 づ くり 推 進 課 長 補 佐	櫻 井 裕 久
国 保 年 金 課 長 補 佐	倉 持 哲 也
国 保 年 金 課 長 補 佐	吉 住 三 世 子
保 健 セ ン タ ー 課 長 補 佐	渡 辺 良 江
○職務のため 出席した者	議 会 事 務 局 長 前 野 拓 議 会 事 務 局 主 事 柴 哲 次 郎

○その他の 出席者	請 願 提 出 者 篠 原 克 子
--------------	----------------------

○付託事件	議案第73号 指定管理者の指定について
	議案第74号 指定管理者の指定について
	議案第75号 令和6年度取手市一般会計補正予算（第8号）（所管事項）
	議案第76号 令和6年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
	議案第77号 令和6年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
	議案第78号 令和6年度取手市介護保険特別会計補正予算（第2号）
	請願第4号 脳脊髄液減少（漏出）症医療改善を求める意見書を国及び茨城県に提出することを求める請願書

○調査事件	所管事務調査（当委員会の任期中における重点調査テーマ「保育士や保育教諭・幼稚園教諭の処遇改善」について、その他）
-------	--

○審査の経過

午前10時00分開議

○久保田委員長 ただいまの出席委員数8名。定足数に達していますので会議は成立します。

ただいまから福祉厚生常任委員会を開会します。

本日の会議の映像は、市議会ユーチューブサイトでライブ配信いたします。また、配信は通常の固定カメラによる動画配信のほか、全方位カメラを使った360度の動画配信も行います。そのため、市議会ユーチューブサイトから2種類のライブ配信を御覧いただけます。

それでは、審査を行います。当委員会の審査順序はサイドボックスに登載したとおりで

す。

委員各位に申し上げます。一般会計補正予算に対する質疑及び付託議案外質疑について事前通告すること、また、一般会計補正予算に対する質疑への答弁を聞いて、疑問が残った委員からの議論を深める質疑を認めます。さらに質疑は一問一答とし、1議題につき質疑のみで5分間です。質疑時間残り1分でベルを1回、質疑時間終了でベルを2回鳴らしますので、御承知おき願います。また発言は簡単明瞭に、発言者は挙手し、委員長の指名の後、発言するようお願いいたします。

執行部の皆さんに申し上げます。委員に対する最初の答弁の際、冒頭に部署名と名前を述べてから答弁に入ってくださいようお願い申し上げます。

最後に、質疑の内容として、各課カウンターで聞くことのできる、分からないから、軽微な確認など、質の低い質疑は厳に慎んでいただき、真の質疑を行うようあらかじめ申し上げます。

それでは、議案第73号及び議案第74号を一括議題といたします。

本件につきましては、11月27日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りいたします。議案第73号及び議案第74号について、説明を省略することに賛成の委員は挙手願います。

[賛成者挙手]

○久保田委員長 賛成多数です。よって、議案第73号及び議案第74号については、説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

根岸委員。

○根岸委員 根岸です。皆さん、おはようございます。よろしくお願ひいたします。私のほうから議案第73号、74号、どちらも質疑させていただきたいと思ひます。

まず、73号のかたらいの郷の指定管理の指定についてのほうになります。全協の資料の中で、4ページの下のほうにあります、自社アンケートによる満足度が99%とありますが、こちらのアンケートの具体的な実施内容をお願いいたします。

○久保田委員長 秋山課長。

○秋山高齢福祉課長 高齢福祉課、秋山でございます。では、根岸委員の御質疑にお答えいたします。今回、議員全員協議会において、指定管理者選定委員会の選考の結果、また今回候補者として選定された事業者の評価結果などを資料として、議員各位に共有させていただきました。今回の御指摘のアンケートでございますが、詳細に説明しますと、今年9月3日から9月8日の6日間で、施設の利用者122名に対して、現指定管理者が実施したものでございます。設問としましては、スタッフの接客対応はいかがですかという設問に対して、非常に満足・満足・やや不満・不満の4つから選んでいただくという設問でございます。122人中42人、34.4%が非常に満足であるというような選択をされた。79人、64.8%の方が満足ということでお答えをされた。やや不満、不満を選んだ方は、120人中1人、0.8%だったことから、このアンケートを実施しました現指定管理者は、満足度99%ということでもとめたものということで、私どもは認識しております。

○久保田委員長 根岸委員。

○根岸委員 ありがとうございます。私に届いている市民の声からしますと、満足度に99%というのは、正直、受け入れ難いところでございます。これまで、かたらいの郷の運営については何度も委員会でも話題になっております。管理者に任せきりにするのではなくて、担当課でも利用者の声を聴くなど必要があるかと思いますが、いかがでしょうか。

○久保田委員長 秋山課長。

○秋山高齢福祉課長 お答えいたします。委員ご指摘の、担当課でもご利用者のお声をということでございますが、市のホームページからの御意見ですとか、もしくは電話等で、こちらに直接ご意見をいただく場合もございます。そういった場合も必ず、タイムラグを置かずに、いただいた御意見に関しましては指定管理者に伝えて、改善ができるところは早急に改善を求めているところでございます。

○久保田委員長 根岸委員。

○根岸委員 続きまして、1階の利用者の低迷が続いていると思われまます。自主事業について今回、提案があるんですけども、これまでどのような協議が行われてきたのか。利用促進の努力がもうちょっと必要なのかなと思うんですけども、そちらはいかがでしょうか。

○久保田委員長 秋山課長。

○秋山高齢福祉課長 今回、選定されました事業者に関しましては、自主事業としまして、これまで好評であったものを引き続き続けるとともに、東京藝大との連携、また施設の敷地内にあります桜を活用した交流イベント、こういったものを提案していただいておりますので、そういったものは新たに実施するものということで、私たちもその確認をしていきたいと考えております。

○久保田委員長 根岸委員。

○根岸委員 今までやはり、どうしても2階のお風呂が中心ということで、1階の貸し一部屋を活用してというところが、もう少し手を入れていただければなと思っております。また、本会議のほうでも質疑があったかと思いますが、やはりあそこ駐車場が狭いので、そちらも検討をお願いしたいと思います。先ほどから申し上げているように、市民から届くその窓口対応の様子などから推察いたしますと、その職場環境だったり、処遇がどうかということもちょっと心配なところがございます。労働に対する評価や対価が適切で教育もしっかりしていれば、いろんな声が出るということも少なくなるのではないかと考えます。必要であれば、そこもその指定管理料として含むとか、検討する必要があるのではないかと思います。そちらはいかがでしょうか。

○久保田委員長 秋山課長。

○秋山高齢福祉課長 それではまず、根岸委員の窓口スタッフの対応について、こちらからお答えしたいと思います。根岸委員のほうには、ご利用者の御意見として窓口の対応の改善を求めるお声が――御意見があったということです。私どものほうには、そう頻繁に窓口対応について改善を求める御意見が寄せられているところではございませんが、全くないわけではございません。それはお客様対応として、よりよくするためには、いろんな

御意見に耳を傾けるべきだと考えております。担当課としましても、先ほど申し上げましたとおり、いただいた御意見は指定管理者、実施スタッフと共有していきたいと考えております。また、御指摘の指定管理料についてでございますが、今回の公募要項では市の指定管理料の上限額を設定しまして、その金額以下での提案を求めたところでございます。今後、施設で勤務するスタッフについては、基本的に指定管理者が雇用して配置するということでございます。市としては、指定管理者には就業に関する各種法令、こちらを遵守すること、それからまた適切なサービスが提供されるスタッフ配置を求めていくというように、引き続き対応していきたいと考えております。

○久保田委員長 根岸委員。

○根岸委員 では引き続き、よろしく申し上げます。

次、議案第74号の取手ウェルネスプラザ、ウェルネスパークのほうについて伺ってまいります。こちらにも利用者の声などは聴くなどしているのか、お伺いします。

○久保田委員長 香取課長。

○香取健康づくり推進課長 健康づくり推進課、香取です。根岸委員の御質疑に答弁させていただきます。現在の指定管理者が運営します取手ウェルネスプラザ及び取手ウェルネスパークの利用者の声としまして、指定管理者が実施をしている来館者アンケートというのがございます。職員の対応ですとか施設の清潔さ、イベントの充実度、コロナなどの感染予防の対策、そして館内施設の利用に関することなどについての質問項目がございます。令和5年度に実施いたしました利用者満足度の調査の結果としましては、項目が、とても満足、満足、普通、不満、とても不満という項目がございまして、とても満足、満足と回答された方の合計が82.2%と、多くの利用者が本施設のサービスに御満足いただいているという結果と評価しております。

○久保田委員長 根岸委員。

○根岸委員 分かりました。

続きまして、利用者の動向などはどうなっているのでしょうか。

○久保田委員長 香取課長。

○香取健康づくり推進課長 お答えいたします。取手ウェルネスプラザ及び取手ウェルネスパークの利用者数の推移ということで、お答えいたします。平成27年10月にオープンいたしまして、平成28年度は約19万8,000人、平成29年度は約18万7,000人、そして3年目の平成30年度は20万人を超えまして、20万4,108人の利用者がございました。しかしながら、令和元年度から新型コロナウイルスの感染拡大の影響によりまして、令和2年度につきましては来館者数が8万5,000人まで激減いたしました。令和3年度、4年度は、新型コロナウイルスのワクチン接種会場でもあったことから、利用者は約13万人、18万人ということで推移いたしました。そして令和5年度——昨年度は、新型コロナウイルスの感染症法上の5類移行に伴いまして、開館から一番多い20万7,338人の来館者数となっております。マルシェとりでや納涼祭・健康まつりなど、来場者が2,000人から3,000人の規模でのイベントというものを実施して、会を重ねるごとに、出店を希望されるお店や、そして来場者の方々も増加傾向にございます。中心市街地のにぎわいの創出に

大きく貢献していると考えておりました、指定管理者が変更になった後も、高い水準での自主事業の実施というものを期待するところでございます。

○久保田委員長 根岸委員。

○根岸委員 ありがとうございます。コロナで大変だったのを経て、非常に最近、毎週のように何かしらウェルネスパークでイベントがあつて、本当に人が集まるいい場所に成長してきているなということを感じている中、今回、管理者が新しくなるというところで、さらに期待するところなんですけれども、今後の目標や期待する点ということがありましたら、もうちょっと具体的にお願ひいたします。

○久保田委員長 香取課長。

○香取健康づくり推進課長 お答えいたします。次期指定管理者候補の特定非営利活動法人の日本スポーツ振興協会の提案としましては、これまで実施している健康まつりやマルシェとりでなどの多くの市民の方々が来場していただいて好評なイベントというものは、引き続き継続していくという提案をいただいております。またそれ以外にも、アイドルタイム、こちらはこれまで利用されていないような時間帯の貸し室を活用した世代間交流のできる事業や、スポーツ・レクリエーションなどによる交流イベントなど、先日の全協の資料のほうでもお配りさせていただきましたが、いろいろ様々な提案を受けております。5年間の中で計画的に実施していただく予定でおります。

○久保田委員長 根岸委員。

○根岸委員 理解いたしました。以上です。ありがとうございました。

○久保田委員長 遠山委員。

○遠山委員 遠山です。まず、73号のかたらいの郷なんですけれども、以前、感染症の——疥癬発症などがあつたわけなんですけれども、そのときは当然、保健所指導があつたわけなんです、その辺の対応とか、その受け方というか、前向きにしっかりやっていただいているとは思いますが、その辺の状況はどうなんでしょうか。

○秋山高齢福祉課長 お答えいたします。

○久保田委員長 挙手して——挙手して願ひします。

秋山課長。

○秋山高齢福祉課長 失礼しました。お答えいたします。今回の選定に当たりまして、もちろん事業者からの提出書類の中には、環境の整備——清掃ですね。施設の清掃に関して明記してございます。もちろん我々、指定管理をお願いする市としまして、入浴施設ということですので、その辺の衛生管理に関しては、日常的な清掃、また法令が求めます定期的な清掃についても必ず行うような形で対応するように求めております。また、各社からそれを遵守するような提案が上がってきたところでございます。引き続き保健所と連携しながら、その辺は行っていきたいと考えております。

○久保田委員長 遠山委員。

○遠山委員 先ほど根岸委員のほうからもありましたけれども、この議会にも繰り返し市民から要望などが出されてきました。で、議会でも、私たち委員会のほうでも結構真摯に受け止めながら、こういう方法はないかとか、いろいろ対策も考えた経緯があります。そ

ういった市民要望に対して、もちろん管理者である市——行政側が、しっかり連携を取っていることだとは思いますが、その辺がなかなか改善には至っていなかったという、ちょっと私は印象があります。その辺の市民要望に対する対応というのはどうなのでしょう。引き続き、同じ指定管理なんですけれども。

○久保田委員長 秋山課長。

○秋山高齢福祉課長 遠山委員から、市民要望への対応ということでございます。先ほど申しましたアンケートも、指定管理者が行う市民の意向の確認の一つだと思います。私ども先ほど申し上げましたが、ホームページですとか、またもしくは直接お電話で皆様からお声をいただくことがございます。それをしっかりと共有していくことが、市民の要望にお応えするような——ご利用者のお声を拾って、それを反映していくことが——反映できるところは反映していくところが、できるところかなと考えております。

○久保田委員長 遠山委員。

○遠山委員 会議室の貸出しとか利用団体への貸出しということでは、そういった声が主に——利用としてはとてもよいという——満足だという返答がされてきたのかなと思うんですよ。私は具体的に入浴施設のげた箱ロッカーというんですか、その辺が何か繰り返し、繰り返し要望届いていたけれども、議会に。一向に私は改善に至ってないんじゃないかというふうに思っていたところです。引き続き、そういった声はしっかり受け止めるべきだと思っています。

あと3点目として、職員体制はどうなのでしょう。努力しているというようなことが文章の中に入ってるんですけど、その辺はどうなのでしょう。職員体制どうなっていますか。

○久保田委員長 秋山課長。

○秋山高齢福祉課長 お答えいたします。先ほどお答えしましたとおり、職員の雇用、それから配置に関しては、それぞれの指定管理者が提案の中で、シフトですとか配置場所とか、そういったものをやっているところでございます。そのシフトに関しましても、接客それから入浴施設の準備ですとか、あとは機械のメンテナンスとか日々の稼働、オペレーション、そういったものがありますので、その辺は今回の指定管理者のほうでは、人員を適切に配置しながら、その皆さんが1つの仕事だけではなくて様々な仕事をやる中で効率的に施設を管理するというので提案を受けております。また先ほど申し上げましたとおり、労働環境に関しましても、各種法令を遵守するように私どもからは指示しているところでございます。

○久保田委員長 遠山委員。

○遠山委員 少し前向きなというか、積極的な姿勢がちょっと受け止められました。分かりました。

74号のウェルネスプラザなんですけれども、改めてこの指定管理料ですよ——指定管理料、1期・2期目って幾らでしたっけ、ちょっと確認させてください。

○久保田委員長 香取課長。

○香取健康づくり推進課長 健康づくり推進課、香取です。遠山委員の御質疑にお答えい

たします。——2期目、現在のということによろしいですか。

○遠山委員 そうでなく1期・2期、過去のです。昨年ほどのくらいでしょうか。

○香取健康づくり推進課長 すみません。確認してよろしいでしょうか。すみません。

○久保田委員長 そしたら、答弁は後で大丈夫ですので、次の質疑をお願いします、遠山委員のほうで。

○遠山委員 この審査項目のこの一覧を見ますと、もうほとんどが今回のNPOが随分得点が高いなというところで、「乞うご期待というところかとは思っています」というのを最後に言って終わろうと思ってたから——以上です。

○久保田委員長 香取課長。

○香取健康づくり推進課長 今回のNPO日本スポーツ振興協会というのは——大丈夫ですか。すみません。じゃあ、お調べして分かりましたらお伝えさせていただきます。1期目・2期目の指定管理料。

○遠山委員 以上です。

○久保田委員長 そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久保田委員長 質疑なしと認めます。これで、議案第73号及び議案第74号の質疑を打ち切ります。

次に、議案第75号、令和6年度取手市一般会計補正予算（第8号）（所管事項）を議題といたします。

本件につきましては、11月27日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りいたします。ただいま議題となっている事件について、説明を省略することに賛成の委員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○久保田委員長 賛成多数です。よって、本件については、説明を省略することに決定しました。

委員各位と執行部の皆さんに申し上げます。本件における質疑は通告制で行うことになっております。本件に対しては質疑の通告がありませんでしたので、議案第75号、令和6年度取手市一般会計補正予算（第8号）の所管事項の質疑はこれで打ち切ります。

次に、議案第76号から議案第78号までを一括議題といたします。

本件につきましては、11月27日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りいたします。議案第76号から議案第78号までについて、説明を省略することに賛成の委員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○久保田委員長 賛成多数です。よって、議案第76号から議案第78号までについては、説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

遠山委員。

○遠山委員 議案76号です。5ページになりますけれども、国保事務に要する経費とい

うところで以前——会議前に説明を受けましたけれど、マイナ保険証導入による経費だということですが、もう12月2日からスタートしてしまいましたマイナ保険証——市民のいろいろな問合せなどが来てるんじゃないかと心配してるところです。いかがでしょうか。

○久保田委員長 吉住補佐。

○吉住国保年金課長補佐 国保年金課、吉住です。遠山委員の御質疑にお答えします。11月15日の広報とりでにも掲載しておりまして、問合せにつきましては、11月15日当日で31件、11月18日20件となっております、それ以降はそんなに件数がなかったのでカウントしておりません。以上です。

○久保田委員長 遠山委員。

○遠山委員 保険証の証明確認書でしたっけ——それが発行されればおのずと違ってくるかなと思うんですけど。今ある現在の保険証も使えるということが、なかなかこう——マイナ保険証になりま—すというふうにとんと出ちゃうと、テレビ報道でもよくそういう方向づけがされているのでちょっと心配したところです。詳しい点は根岸委員が議案外で質疑されているようなので、その点については以上です。

続いて、議案第78号、介護保険の補正なんですけれども、何ページになりますか——給付費が補正予算で計上されております。逆に、認定されたもののサービスにつながっていないというか、いまだ。その辺の状況をちょっと報告ください。

○久保田委員長 秋山課長。

○秋山高齢福祉課長 高齢福祉課、秋山です。遠山委員の御質疑にお答えいたします。委員ご指摘のとおり、今回もサービス給付費を、居宅・施設、それぞれ増額しているところがございます。今の利用者の状況でございますが、その前に市の介護保険運営の現状について、介護保険担当課長補佐のほうから説明させていただきます。

○久保田委員長 木村補佐。

○木村高齢福祉課長補佐 高齢福祉課の木村といいます。それでは、当市の介護保険の運営状況について説明いたします。まず、被保険者の状況についてですが、令和6年11月末現在、第1号被保険者の数は3万6,660人、うち65歳以上75歳未満が1万4,315人、75歳以上が2万2,345人となっております。被保険者数については、令和6年10月末現在と比較し、17人の減少となっております。

続いて、そのうち要介護認定者の状況について御説明いたします。令和6年11月末現在、第1号被保険者3万6,660人のうち、要支援・要介護の認定を取得しているのは5,938人、令和6年10月末の認定取得者が5,931人ですので、1か月で7人増加しております。ここ数年、人口減少により第1号被保険者の人数は微減を続けております。一方、要介護認定取得者は増加しており、この背景には、団塊の世代が75歳の後期高齢者に到達し、支援や介護が必要となるリスクを有する高齢者が増えていることがあります。こういったことから当市の要介護認定率は、全体の、令和5年11月末の15.27%から16.19%に、1年間に0.92ポイント急激に上昇しております。以上です。

○久保田委員長 遠山委員。

○遠山委員 全体の状況を説明していただいて、ありがとうございます。やっぱり大変な状況になってきているなというところで、そういう中で報酬の引下げがあったとか、いろんな国の政策がちょっと変わってきているというところでは、担当課のほうも苦労されていると思うんですが、本当に介護保険を受けようかって考えるまで結構いろいろあの手この手——家族にしたらば心配というか——心配してるわけですよ、それまでも。で、認定審査を受けようってなったときから、今度それがまた1か月かかるというのはまだ変わらないと思うんですけれども。その後、今度、介護——ケアマネが不足しているということで、今度サービスにつながらないということが再三、私も取り上げてきましたけど、その辺の状況をちょっと最後にその点を伺います。

○久保田委員長 秋山課長。

○秋山高齢福祉課長 それでは、お答えいたします。取手市内のケアマネ事業所——居宅介護支援事業所の数ですが、令和元年の当初に28事業所であったのが、令和6年度当初には33事業所と増えているという状況でございます。事業所が増えていながらケアマネジャーが不足しているというのは、ケアマネジャーの増加を上回る利用者の増加があるというのが大きな理由だと考えております。居宅介護支援事業所は市町村に許認可の権限がありますが、今後事業所の廃止もありますし、新規の設置も手続上行われております。全国的にケアマネジャーの資格試験の受検者が減少していたり、資格の更新に要する負担、それが大きいというような御意見もありますし、そういったものの改正の議論については注意深く見ていきたいと思っております。また委員ご指摘の、認定を受けたけども、なかなかそのケアマネさんがという話でございますが、居宅介護支援事業所にお話し——利用者は認定を受けた後、居宅介護支援事業所と契約を交わすわけなんですけども、そのときに一時的にちょっと待ってくださいというような、いわゆるケアマネ待ちの状況が発生していることは私どもも聞いております。先ほど、どのぐらいの人が入れるのかというのはちょっと分からないところではありますが、お話を持っていったときに、ケアマネさん1人が持てる定員というのがありますので、その状況によっては、ちょっとうちでは今定員いっぱいですか、もう少し待ってくださいというような御調整をされるということは、私どもも承知しております。

○久保田委員長 遠山委員。

○遠山委員 介護度も段階があるように、やっぱり緊急を要するケースですか、もう少し頑張れるかなというケースだとかいろいろあるとは思っています。やっぱり包括の中でまずは相談が——地域ごとに包括支援センターということで受けることになってはいるんですけれども、やっぱりこの頃、行政の高齢福祉課のほうの窓口にも、結構市民の方が相談に、複数——家族らしき複数の方がまたさらに複数、何か相談に見えてるところをよく私も目にはしているんで、その辺はケース・バイ・ケースというのは分かるんですけども、そういった状況を丁寧に図って対応していただきたいということで、質疑は結構——質疑は以上で終わりにします。よろしくお願ひしますね。

○久保田委員長 そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久保田委員長 質疑なしと認めます。

香取課長。

○香取健康づくり推進課長 すみません。先ほどの遠山委員のウェルネスプラザの第1期目・第2期目の指定管理料ですが、よろしいですか、お伝えさせていただいて。——第1期目なんですけれども、5億9,500万円で74万円が指定管理料——すみません。5億9,507万4,000円です。2期目が5億9,350万円です。以上です。

○久保田委員長 遠山委員。

○遠山委員 指定管理の資料の中で見ますと、何か大分、指定管理料が削減されてきているというふうには何か明記されてる、入ってると思うんですが、そうすると結構増えてるということですよ、今の数字からすると。1期って前の指定管理者が受けたということだけど、6年——10年前になる——が今の金額ですよ。そうすると結構削減どころか上がっていったこと——今回、NPOは6億6,000万円。

○久保田委員長 香取課長。

○香取健康づくり推進課長 お答えいたします。この1期目・2期目の指定管理料は、純粋な提案の額という形なんですけど、実際にはコロナとかの状況の中で、コロナの交付金ですとかそういったものはこちらには入っておりません。今回なんですけれども、やはり5年を見越してというところでは、人件費のアップ分ですとか、あとはやっぱり物価高騰という部分も加味した形での上限額を設定させていただいております。そこから2,500万円の削減策ということで提案をいただいているところです。

○久保田委員長 そのほかありませんか。——質疑なしと認めます。これで、議案第76号から議案第78号までの質疑を打ち切ります。

続いて、当委員会における付託議案外の質疑を行います。付託議案外の質疑も同様に、質疑は一問一答とし、質疑のみで5分とされています。質疑は通告順に行います。山野井委員・古谷委員・根岸委員・遠山委員の4人から通告があります。

まず、山野井委員。

○山野井委員 おはようございます。よろしく申し上げます。まず、この国保基金の——あえて聞きますね。現在高と加入者数を申し上げます。国保の加入者数です。

○久保田委員長 関口課長。

○関口国保年金課長 国保年金課、関口です。それでは、山野井委員の御質疑に御答弁させていただきます。現在、国保基金につきましての残高は約42億円、国保加入者につきましては約2万2,000人となっております。以上です。

○山野井委員 あの一。

○久保田委員長 挙手で申し上げます。

山野井委員。

○山野井委員 ごめんなさい。現在の状況、分かりました。やっぱりかなり金額大きくて、常に話題になってるんですけど、これはこの保険料統一化が今後なされるという計画があるんですけど、そのときにこの基金が余ってしまうということを懸念してまして、これを何とか保険の減免に使えないかなと思ってるんですけど、それについてお答えをお願い

いできませんか。

○久保田委員長 関口課長。

○関口国保年金課長 御答弁させていただきます。国の保険料水準の加速化プランによりますと、保険料水準完全統一のコンセプトは、保険料変動の抑制及び被保険者間の公平性確保にあることから、都道府県内のどこに住んでいても、所得水準、世帯構成が同じであれば保険給付を同じ保険料で——負担で受けられることにあります。これらのことから、茨城県内の保険料水準の完全統一についても地域格差をなくすことが前提にありますので、保険料の完全統一後は市町村単独での保険料減免措置は難しいと考えられますが、完全統一に向けた取手市の課題であると考えておりますので、今後も国、県の動向に注視しつつ、引き続き調査研究してまいりたいと思っております。以上です。

○久保田委員長 山野井委員。

○山野井委員 御答弁ありがとうございます。今の御説明、国とか県の考え方なんですけど、これあくまで税金を取って使う側の発想でしか考えてないという、非常に憤り感じてるんですね。これ、保険料の統一化は公平性というのもあったんですけど、これ、県内の今保険料ってばらつきすごいあるんですよ、高いところから低いところまで。これを統一化するというのは、多分高い金額払ってる自治体は不満だと思いますね、今の状況だと。ですから、そこに対して統一化しろという考えはあると思うんですよ。ただ、ただですよ、実際に県民——市町村計算——市町村民の所得それぞれ県のホームページで出てるんですけど、取手市の所得って平均 291 万——何回も言いますね、37 位なんですよ。つくば市は 1 位で 433 万円、これで保険料を同じにするっておかしいんですよ、もう既に。応分負担になってないんですよ。これに合わせる必要、全く私はないと思っておりますね。ですから、独自減免、今できないって言いましたけど、何条に書いてある——何の法律の何条にできないって書いてあるんですか。

○久保田委員長 関口課長。

○関口国保年金課長 御答弁させていただきます。今現在法律上、今委員おっしゃったように、設定のほうできないというような法律上はされておられません。ただこれまでの統一された現在市町村においては——県においては、国保の運営方針の中で一部定めているところはあるようですが、法律上の規定は全くございません。

○久保田委員長 山野井委員。

○山野井委員 法に従って税というのは扱っていかなきゃいけないんじゃないですか。今みたいな答弁、非常に問題ありますよ。法律に従ってやるんだったら分かりますよ。厚生労働省に確認しましたよ。減免、別に問題ないと。ですから、保険料の減免できるっていつてるんで、これは真剣に考えるべきだと思います。

それから、次に 2 番なんですけど、この基金残高の減少見込み、これ予測と外れ続けるんですね。数年前に国保——この福祉厚生委員会で勉強会あったときのシミュレーションだと、今はもうなくなっているという計算でしたけど、42 億ありますよね。これも非常に問題あると思うんですけど、これ責任どうやって取るんですかね。

○久保田委員長 関口課長。

○関口国保年金課長 御答弁させていただきます。委員おっしゃったように、過去の国保基金のシミュレーションにおいては、正確な保険給付の試算をすることが非常に難しく、できなかったということもございまして、前回の福祉厚生常任委員会の中でもちょっと御説明はさせていただいたんですが、令和4年度までの単年度収支は黒字になりますが、令和5年度につきましては、平等割廃止、また市独自減免の拡充によって、マイナス2億4,000万円の赤字に転換しました。この赤字幅が今後どのような形で伸びていくのかという点も含めまして、ここ数年間は国保財政と国保基金の推移を見させていただき、議員ご指摘の保険料の完全統一前に、その時期に合わせるような形で、毎年度ごとに、保険料の見直し税率の見直しというんですか、その辺を検討をしていきたいと考えております。またその責任につきましては、当然、市の責任において、国保の運営については引き続き運営をしていきたいと考えております。以上です。

○久保田委員長 山野井委員。

○山野井委員 予定どおり減ればいいんですけど、40数億円——42億9,000万円まで、結構減らすのは大変だと思いますよ。今2,000万円ぐらいのいろんな小さい500円の値上げとかに対応していただいていると思うんですけど、そんなんじゃ到底減らないだろうと思ってます。他市との比較しますけど、つくば市って今26万人で加入者4万3,000人なんです、国保。で、基金は13億しかないんですよ。これでもやれるということなんですよ、つまり、その半分の人口——半分以下の人口で何ですか、3倍以上あるなんていうのは、これ間違いなく精緻に見積もっていればこんなこと起きてないし、早めに例えば保険料の減免ってできたはずなんで、これは非常に問題あると思いますね。ですから、今、国保税高いじゃないですか。だからこの国保税を払わなくちゃならなくて、税金払うために消費を控えなきゃなんないんですよ、この物価高で。これ取手市にとっていい話じゃないですよ、一つも、こんなに言ってるのにこんなにたまるというんで、これ真剣に考えるべきだと思います。これ、預金預けられてる金融機関うれしいかもしれないですけど、まずとにかく精緻な計算方法を考えていただきたいと思います。また、もし余ってしまったらこれ還付できませんので、単年度、例えば余ったら還付するとかってできないんで、これ支払う側は本当に大変に払っているんで、使わない・たまるというのは非常に問題ありますよ。だからこれは給付の方法とか、累進率に沿った制度設計も含めてやっぱり考えるべきだと思います。それと……

〔柴議会事務局主事ベルを1回鳴らす〕

○山野井委員 (続) まだあるんで、すみません。それから、今までのこの基金の処分の解釈なんですけど、こちらをちょっと明確にさせていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○久保田委員長 関口課長。

○関口国保年金課長 お答えさせていただきます。委員おっしゃってる国保基金条例の第6条の3項で、「その他特に必要に認められる場合」の解釈ということだと思っておりますが、こちらにつきましては、市として想定外の財政危機や緊急事態に対応するための条項として設けられているものと認識しております。想定外の一例で申し上げますと、令和5年度

に約1億8,000万円程度の医薬品が全国で1件使用が確認されるなど、近年では数千万円の医薬品が保険診療で認められておりますので、万が一の保険給付費の不足に対応するなどの緊急事態に備えるための条項として適用されているものと認識しております。以上です。

○久保田委員長 山野井委員。

○山野井委員 分かりました。ただ、基金の活用方法で、かつて震災とかの見舞金で支出したこともあったと思うんですけど、それは、あれですよ、国保に係る部分の支出しかできない見舞金という認識でよろしいですね。

○久保田委員長 関口課長。

○関口国保年金課長 委員おっしゃるとおりでございます。

○久保田委員長 山野井委員。

○山野井委員 それでは——ちょっと待ってくださいね。最後にこの6条の3番の基金の処分について、今後なんですけども、今言ったような余って使い切れないと、で、行き場がないからそのまま積んでおくという状況はいいことじゃないので、例えば条例を改正して活用範囲を広げるとかという形で、支払った人がとにかく——何でしょうね……

[柴議会事務局主事ベルを2回鳴らす]

○山野井委員 (続) かなり大変——ごめんなさい。払うというの大変なんでね、戻してあげる、還元する方法をやっぱり考えていかなきゃいけないと思ってますので、最後、お答えをお願いします。

○久保田委員長 関口課長。

○関口国保年金課長 お答えさせていただきます。確かに議員——委員おっしゃるように、完全統一後、取手市としては、前回もちょっと委員会のほうでお話しさせていただいたんですが、約12億程度は万が一の給付に備えるために保有は必要かなと。それ以外の基金の残高が、完全統一化前に仮に何十億という基金が残っているようなことが想定される場合、逆算するような形で単年度ずつ見直して、基金残高については調整していく。その時点で条例改正が必要ということであれば、その時点で検討してまいりたいと、このように考えております。

○山野井委員 終わりです。

○久保田委員長 終わりです。

次に、古谷委員。

○古谷委員 おはようございます。古谷です、よろしく願いいたします。私のほうからは、子宮頸がんワクチンのキャッチアップ接種期限延長について御質疑させていただきます。まず、キャッチアップについてということで、取手市の現状について、接種対象者の人数と現在までに接種した人数についてお聞きいたします。

○久保田委員長 渡辺補佐。

○渡辺保健センター課長補佐 保健センターの渡部です。古谷委員の御質疑にお答えします。現在のキャッチアップについての対象者、接種者数、接種率についてお答えします。経過措置の対象者は、平成9年度生まれから平成20年度生まれまでの女子が対象となり

ますが、現在においては、対象者 4,890 人、接種者 1,693 人、接種率 34.6%となっています。こちらの接種率については、1 回でも受けている方で算出をしております。以上です。

○久保田委員長 古谷委員。

○古谷委員 ありがとうございます。接種率としてはそんなに高くはないと思いますが、この接種が始まった時点で大きな副反応の報道とかもありました。その副反応の報道なども影響ありますでしょうか。

○久保田委員長 助川次長。

○助川健康増進部次長 保健センター、助川です。御質疑にお答えいたします。以前はやはり大きく副反応の報道もなされていきました。受けられるかどうかということ判断の上での考えられる方はいらっしゃったかと思えます。しかし令和 4 年度から国の方向性として、それらの研究も重ねられて、積極的に受けていくようにというエビデンスのもと始まっておりますので、私どもはその国の方向性に従って、正確な情報を伝えていきたいと考えております。以上です。

○久保田委員長 古谷委員。

○古谷委員 ありがとうございます。それでは市内で今までに大きな副反応とか、市のほうに報告された副反応等とかはありますでしょうか。

○久保田委員長 渡部補佐。

○渡辺保健センター課長補佐 お答えします。副反応報告については、現在のところ報告はされておられません。以上です。

○久保田委員長 古谷委員。

○古谷委員 ありがとうございます。また延長されるということで、対象者残りの方、またこれから対象者になる方についての周知といいますか、どのように——積極的に今おっしゃってございましたけれども、対象者の方に周知をされていくのかお聞きいたします。

○久保田委員長 渡辺補佐。

○渡辺保健センター課長補佐 お答えします。周知につきましては、今後 12 月に開催が予定されている自治体説明会にて詳しく説明がある予定であります。その自治体説明会にて示された内容を踏まえ、対象となる方がワクチンの有効性・安全性を適切に理解して接種に関して検討・判断ができるよう、適切な時期に個別通知及び広報・ホームページにて情報提供を行ってまいりたいと考えています。以上です。

○久保田委員長 古谷委員。

○古谷委員 ありがとうございます。不安に思われてる方、ワクチンがすごくいろいろな形で——コロナやインフルエンザなど多くの種類が今出回っておりますので、安心してこのワクチンを接種できるように、また若い女性の方たちが受けるワクチンですので、安心して受けられるように、市のほうでもよろしく願いいたします。ありがとうございます。

○久保田委員長 次に、根岸委員。

○根岸委員 よろしく願いいたします。私のほうからは 2 点。まず、マイナンバーカードの健康保険証利用について、お伺いしてまいります。11 月 15 日の広報とりでもお知らせになっているとおり、3 種類の方がいらっしゃいます、そもそもマイナ保険証持って

ない——マイナカードを持ってない人、マイナカード持ってるけど保険証がひもづけられていない人、で、マイナ保険証としてちゃんと持っている方、この3種類いらっしゃると思うんですけども、それぞれの属性によって送付する書類が違ってしまうんですよね。それで、この属性にかかわらず全員に資格確認書を送付することというのはできないのでしょうか。

○久保田委員長 吉住補佐。

○吉住国保年金課長補佐 国保年金課、吉住です。根岸委員の御質疑にお答えいたします。厚生労働省によりますと、令和5年4月改正による国民健康保険法第9条において、被保険者が電子資格確認を受けることができない状態にあるときに、資格確認書を交付することとされております。被保険者が電子資格確認を受けることができない状態にあるかを一切考慮することなく、一律に資格確認書を交付することは認められていないとしているため、全員の被保険者に資格確認書を送付することはできません。以上です。

○久保田委員長 根岸委員。

○根岸委員 そうなりますと、ものすごく事務作業が今までより煩雑になるのかなと予想しております。家族の中でも、今までは健康保険に入ってる方というのは決まっていたわけですけども、家族の中でもマイナ保険証を持っている人、持っていない人ということが出てくると思うんです。それによってどれぐらいその事務作業と経費が発生するのか、お伺いします。

○久保田委員長 吉住補佐。

○吉住国保年金課長補佐 お答えします。事務量としましては、発送事務で、令和6年被保険者証の発送事務では1万4,971件だったところなんですけれども、世帯宛てに資格確認書と資格情報のお知らせを1つの封筒で送付する場合には約1万4,800件、資格確認書と資格情報のお知らせを封筒を分けて送付する場合には1万5,722件と見込んでおります。以上です。

○久保田委員長 根岸委員。

○根岸委員 そうすると、かかる発送費だったりとかというところもかかってきますし、また人件費というのがすごく——職員の作業というのが本当に膨大なのではないかと考えます。そうすると、結果、そのしわ寄せというのは自治体職員が吸収するか、そこら辺が吸収できない部分というのが市民サービスに影響してしまうかもしれないということも考えられると思うんですけども、その辺いかがでしょうか。

○久保田委員長 関口課長。

○関口国保年金課長 国保年金課、関口です。根岸委員の御質疑に答弁いたします。市民サービスという点から申し上げますと、被保険者の方に安心して手続が行えるよう、窓口でのサポート体制の強化が必要になると考えております。担当係以外の職員についても協力・対応が可能となるよう、課内での研修会や勉強会などを実施して、課全体で取り組まなければならない事業と捉えております。あわせて、資格確認書及び資格確認のお知らせを郵送する際、被保険者の方が理解しやすいような内容のパンフレットを導入して、少しでも理解を進めていただくような形で取り組んでまいりたいと思っております。以上

です。

○久保田委員長 根岸委員。

○根岸委員 市民のために大変ご努力いただいている本当にありがたいと思うんですけども、この作業というのは、なくてもよかったのではないかというふうに考えます。

2番目のマイナ保険証のメリットについてなんですけれども、11月15日の広報とりでの中にマイナ保険証に対応——マイナ保険証の主なメリットとして、医療情報の共有化でよりよい医療が受けられるとありますが、これは具体的にどういうことでしょうか。

○久保田委員長 吉住補佐。

○吉住国保年金課長補佐 国保年金課、吉住です。御質疑にお答えします。マイナ保険証は、国が進める医療DXの基盤として、国民皆保険制度のもと、デジタル社会における質の高い医療の実現を資するものと位置づけております。マイナ保険証を利用することで、医療機関、薬局において、直近の資格情報が確認できるとともに、本人の同意に基づき過去の薬剤情報などを医療関係者に共有して、重複投薬や併用禁忌を回避するなど、健康医療に関する多くのデータに基づいたよりよい医療を受けることが可能となるほか、災害時は、特例措置として、マイナンバーカードや保険証を持参しなくても、本人の同意のもと、薬剤情報、診療情報、特定健診等情報の閲覧が可能となり、直近の能登半島地震の際には、地震発生から約1か月半の間に、2万5,800件ほどの情報閲覧件数があったと報告されています。今後、医療DXを推進する観点からも、マイナ保険証の利用促進は必要と考えますので、市ホームページや広報紙による普及啓発を通じて、マイナ保険証の利用率の向上に努めたいと思います。以上です。

○久保田委員長 根岸委員。

○根岸委員 今お答えいただいた、そのメリットというのは、今現在マイナ保険証を持つてる方というのは享受できる状況なんでしょうか。

○久保田委員長 関口課長。

○関口国保年金課長 お答えさせていただきます。既にマイナンバーカードをお持ちの方につきましては、自分の情報であれば、マイナポータルというような画面の中から、自分の診療情報であったり薬剤情報であったりというは確認できます。また、本人が何らかの理由で確認できない場合は、御家族の方が代わりにその情報に基づいて医療機関の先生のほうにもお伝えするというようなこともできますので、そういった観点から申し上げれば、非常に利便性が高いといえますか、そのような形で捉えておるところでございます。以上です。

○久保田委員長 根岸委員。

○根岸委員 実際そういうこともあるんですけども、聞こえてくるのは結局、医療機関間の連携というところでは、まだまだDX化というのが進んでいなくて、個人的には分かるけれども、その連携するところというのはまだとお伺いしてるんですけども、それが実現するのというのはいつ頃になるのでしょうか。

○久保田委員長 関口課長。

○関口国保年金課長 お答えさせていただきます。国が推進するマイナ保険証を基盤とす

る医療DXの目標年度につきましては、2025年度としております。今委員からお話があったように、この目標年度に向けて、医療機関や薬局などの現場においてもマイナンバーカードを保険証として利用するためのシステムの整備や、運用体制の構築が進められているところでございます。なお2025年以降につきましても、今委員のほうからお話がありました、自治体または医療機関、介護事業所間との連携、また診療報酬改定のDX、電子カルテ情報の取組なども、段階を踏んで進めていくということでございます。以上です。

○久保田委員長 根岸委員。

○根岸委員 進めているけれども、まだ先はあるというふうに理解いたしました。実現のメリットを享受できるというところの見通しが見えてくるまで、紙の健康保険証と併用して——そのマイナ保険証ですね、を併用していれば、今現在行っている資格確認書等の発送の作業負担というのはなくなると思うんですが、いかがでしょうか。

○久保田委員長 関口課長。

○関口国保年金課長 お答えさせていただきます。委員おっしゃるとおり、マイナ保険証の普及が進めば、当然今、紙の保険証——いわゆる資格者証というものの発行枚数は減っていくと考えております。ただし一方で、マイナ保険証を持ってない、いわゆる何か——その登録することが一定数こう難しい高齢者の方等もいらっしゃいますので、完全に資格者証がなくなるということについては、なかなか難しいのかなというふうに考えておるところでございます。

○久保田委員長 根岸委員。

○根岸委員 分かりました。ありがとうございました。

では次に、第三期子ども・子育て支援事業計画の素案について、何点かお伺いします。まず63ページにございます子育て短期支援事業についてなんですけど、令和5年度の状況でショートステイ事業の延べ利用者数がゼロ人となっています。これは、相談や申請もなかったという理解でよろしいでしょうか。

○久保田委員長 菅野室長。

○菅野家庭児童相談室長 子育て支援課の菅野です。根岸委員の御質疑にお答えいたします。令和5年度の実績についてはゼロ件ということで、相談の件数もなかったのかというところなんですけれども、当室——家庭児童相談室のほうで御相談いただく内容につきましては多岐にわたるため、明確にショートステイの利用相談というものに限定してカウントすることが難しいので、ちょっと記録を見返してのものになるんですが、令和5年度で約二、三件程度の相談であったと認識をしております。ただ、このほかにも御相談を複数いただく中で、保護者の疾病であるとか育児疲れ、あるいは妊娠・出産、こういったものに伴ってお子さんを預けたいとか、預ける場所がないか、こういった御相談を伺うこともございますので、そういった中でショートステイの御利用を提案させていただくとか、御紹介させていただくと、こういったものが複数ございました。以上です。

○久保田委員長 根岸委員。

○根岸委員 分かりました。次に65ページの利用者支援事業についてなんですけれども、こちらは令和5年度の状況で基本型が実施なし、特定型1か所、母子保健型1か所とあり

ます。この基本型が実施なしというのはどういう理由でしょうか。

○久保田委員長 三浦課長。

○三浦子育て支援課長 子育て支援課、三浦でございます。根岸委員の御質疑に答弁いたします。現在計画期間中の第二期子ども・子育て支援事業計画において、利用者支援事業基本型を4か所の地域子育て支援センターで実施しており、利用者支援専門員を配置することで、保護者からの相談業務を行ってまいりました。第三期子ども・子育て支援事業計画の素案につきましては、地域子育て支援拠点事業に内包する形とし、引き続き利用者支援専門員を配置して相談業務を行ってまいります。なお、素案内の量の見込みと確保方策については、基本型はゼロか所となりましたが、別途、地域子育て支援相談機関の欄を創設し、令和7年度から令和11年度まで、4か所を実施とさせていただきます。

○久保田委員長 根岸委員。

○根岸委員 基本型とは言わないけれども、同等のものを……

〔柴議会事務局主事ベルを1回鳴らす〕

○根岸委員 (続) 子育て支援センターで実施しているという理解をいたします。ありがとうございます。

最後に、76ページの実費徴収に係る補足給付を行う事業についてなんですけれども、こちらの具体的な事業内容についてお願いいたします。

○久保田委員長 三浦課長。

○三浦子育て支援課長 お答えさせていただきます。実費徴収に係る補足給付を行う事業につきましては、生活保護世帯の児童に対する教材費・行事費の補助と低所得世帯・多子世帯等の児童に対する副食費の補助がございます。前者につきましては、子ども・子育て支援事業補助金として保育施設に補助しております。一方、後者につきましては、該当する保護者に補助しております。

○久保田委員長 根岸委員。

○根岸委員 それで、今回申請者がいないというふうに書いてあるんですけれども、それはどちらも申請者がなかったという理解でよろしいですか。

○久保田委員長 三浦課長。

○三浦子育て支援課長 お答えさせていただきます。今ご説明させていただいた実費徴収、そちらに関しましては申請者がなしということで、副食費のほうにつきましては数件ございました。

○久保田委員長 根岸委員。

○根岸委員 分かりました。2種類のものが入っているけれども、一応——何だ、文房具等の費用の助成するほうが申請者がいないというふうに理解します。ちょっと表現が分かりづらいところがございますが……。

○久保田委員長 いいですか、三浦課長。

○三浦子育て支援課長 申し訳ございません。現在、この子ども・子育て支援事業計画、素案ということで作成しておりまして、現在全てがきっちりした形ではなくて、そういった訂正しなければいけない部分というところは見直しをかけていきたいと考えておりまし

て、今回申請なしというのは、先ほど言いました実費徴収の部分ということで、副食費については、また表記を改めて記載したいと思っております。

○久保田委員長 根岸委員。

○根岸委員 分かりました。これは周知はどのようにされているのでしょうか。

○久保田委員長 三浦課長。

○三浦子育て支援課長 お答えさせていただきます。生活保護世帯の児童に対する教材費・行事費の補助については保育施設への補助となっているため、徴収しなかった分の教材費・行事費を保育施設が市に請求することとなります。生活保護世帯である旨は、保育施設利用の申請時点で保護者から申出いただいているため保育施設も把握しており、該当がある場合は、市から園に申請を促しております。一方、低所得者世帯、多子世帯等の児童に対する副食費の補助につきましては、前提といたしまして、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園に在園する児童が対象となっており、保護者は、子育てのための施設等利用給付費認定申請書を提出いたします。その中で、低所得者世帯、多子世帯等に該当する保護者については個別に通知をしております、補助金の請求をいただいているところでございます。

○久保田委員長 根岸委員。

○根岸委員 分かったような、分からないような——1つは保育施設に直接請求をして、もう一つは保護者にちゃんとお知らせがしているのも……

〔柴議会事務局主事ベルを2回鳴らす〕

○根岸委員 (続) ——何だ、大丈夫ってことですね。はい、理解いたしました。以上です。

○久保田委員長 最後に、遠山委員。

○遠山委員 遠山です。議案外質疑では国保税の引下げについてです。もちろん私、一般質問で行ったわけなんですけれども、改めてこの委員会の中で、また委員の皆さんとも共有しながら、この引下げについて具体化していければなと思って議案外質疑をさせていただきました。まず試算に対する考え方ということで取上げているわけなんですけど、担当課のほうからは丁寧に試算していただきまして本当ありがたいと思っております。私、せっかく幾つかこう提案されたので、1案としては、まず思い切って、この今物価高の中で大変なときだということでは均等割の100%の減免と、そして税率引下げということで、せめて6.50%に引き下げる等、それぞれ議場で答弁していただいて、それを合わせると約12億7,000万ということになります。そうすると2年ぐらい——2回ぐらい引下げ可能かなと私は思っているくらいなんですけど、それが1案。そして2案としては、5.50%税率を引下げたら約8億6,000万という答弁いただいているので、ちょっとこう——その辺を見通していったらどうかという、その試算に対する考え方、伺います。

○久保田委員長 関口課長。

○関口国保年金課長 国保年金課、関口です。ただいまの遠山委員の御質疑に御答弁させていただきます。一般質問の中でも、保険税率の引下げについては、均等割含めて所得割について大まかな試算を出したところでございます。2年間はというような委員のほうか

らお話あったんですが、やはり保険税率の完全統一までは、なるべく今の現行の保険税率を維持しながら市独自の減免措置、いわゆる産前・産後期間の減免期間の延長、18歳以下の均等割の100%減免、こちらをこう継続していく上では、大きな引下げについては、今現行の保険税率も含めた独自減免について早期に継続できなくなるということもありますので、その辺は慎重に検討していかなければならないものと考えております。以上です。

○久保田委員長 遠山委員。

○遠山委員 先ほど山野井委員のほうからも質疑ありました。で、これだけ42億も基金をため込んでいるというのはもう責任問題だという、本当にそのとおりなんで。ただ、私たち共産党としてはもう10年も前から、3億も残して、これも余剰金をこれ生かすべきだ、還元すべきだということはもう10年前から提言というか発言してきたわけなんですけれども、結局はここまで来てしまったという責任は、やっぱり首長なんですよ。ただ、その市長に提案というか、知恵を出していくのが、届けるのが、やっぱり行政のプロである職員の皆さんだと思うんですよ。職員——市民の立場に立った、これじゃちょっと問題ありと思いますがということで、しっかり市長に提言していつていただきたいなと思います。

この間、基金を使って減免されてきたわけなんですけれども、意外と子どもさん持っている家庭ではどうだったかちょっとあんまり——あまり声は入ってこなかったんですけど、高齢者の方は、何か引き下がったかどうか、大した下がってないなんていう、残念ながらそういう声も確かにあったんです。ですから、それでも42億残っているというところでは、さらに税率の——せめて税率の引下げは何年かでも。先ほど関口課長答弁の中でも、毎年度決算を見ながら進めていきたいという発言もありましたんで、その辺、せめてその5.5%、6%に税率を引下げていくという提案についての考え方はどうなんでしょうか。

○久保田委員長 関口課長。

○関口国保年金課長 答えさせていただきます。先ほど山野井委員さんの御質疑の中でも、ここ数年間ちょっと赤字幅について見せていただきたいというようなお話をさせていただいたんですが、その数年間という主な要因を3点ほど申し上げますと、ここ数年間は、やはりコロナの影響で正確に給付——医療給付費の見込みが出せなかった。さらには令和8年度に新たな課税となる子ども・子育て支援金が導入される点、あと最後に、保険料推移時の——統一の目標年度なんですけど、今現在茨城県のほうは目標年度を定めておりません。しかしながら、県が策定する国民健康運営方針については、令和6年から令和12年の6年間を基本としているんですが、3年ごとの見直しが行われるため、令和9年度には恐らくその統一——納付金の統一ベースの目標年度、さらには完全——保険税率の完全統一の目標年度というのが恐らく示されると思われま。その時点を見据えて、今申し上げ——委員のほうからご提案いただいた保険税率を引き下げた場合どの辺まで持続可能なのか、そういう点も慎重に見極めなければならぬと考えておりますので、繰り返しにはなるんですが、ここ数年間の国保財政と国保基金の推移について、様子を見させていただきたいというのが執行部の考えでございます。以上です。

○久保田委員長 遠山委員。

○遠山委員 まあコロナ感染症みたいに突然、本当に——世界中だったけれども、いつまたこういう事態が起きるか分からない。ただ、そういうときにはもう国がしっかり手当てしていただいて——いただくというか、当然なんですけども、そういう対応をされたという経験したわけですから、今……

〔柴議会事務局主事ベルを1回鳴らす〕

○遠山委員 (続) 42億円もの基金というのは本当に大きいなということで。慎重になるのは分かるんですけども、慎重し過ぎないようにしっかり——山野井委員の発言もしっかり受け止めながらやっていただきたいと思います。

続いて、後期高齢者への基金還元策についてなんですけども、私も一般質問で提案をさせていただきました。高齢福祉基金へ一旦、一財へと繰り出した後、基金のほうへ積み立てて、で、行政側の市長のほうの支援策を考えていくという提案でした。それについての答弁いかがでしょうか、伺います——考え方を伺います。

○久保田委員長 関口課長。

○関口国保年金課長 お答えさせていただきます。一般質問の中でも部長のほうで、法令上には問——制約はないが、会計上の問題はあるということをお答えさせていただいております。その点を含めまして、やはり法令上の制限はなくとも、特別会計、いわゆる国保保険税、いわゆる目的税を一般会計に繰り出して他の事業に充てるということについては、なかなかちょっと難しいというふうに捉えております。以上です。

○久保田委員長 遠山委員、あと残り25秒です。お願いします。

○遠山委員 ただ、今の高齢者に使うということで、一旦、高齢福祉基金へ積み立てるという支援策ですから、その辺を検討していただきたい。

最後、移送サービス。なごみの郷で始まったのは、以前、ふじしろ福祉の会が解散するに当たって引き継いだ経緯があるということで、日中、車が空いているということでやりました。水彩館も送迎やっています。

〔柴議会事務局主事ベルを2回鳴らす〕

○遠山委員 (続) 評価と課題を伺います。

○久保田委員長 秋山課長。

○秋山高齢福祉課長 高齢福祉課、秋山でございます。答弁いたします。現在市内で福祉有償運送実施団体は4団体ございます。そのうちの 하나가、委員ご指摘の藤代地区で特別養護老人ホーム運営などを行っている社会福祉法人でございます。委員の御説明のとおり、かつて藤代地区ではNPOが福祉有償運送を実施しておりまして、NPOが活動終了とするのと前後しまして、この社会福祉法人が福祉有償運送を開始しております。平成30年4月に開始しまして、最高の実績は月に236回ということで、また直近に関しましても189回、このような形で福祉有償運送の実績が報告されております。福祉有償運送は各実施主体がその裁量で行うものでございまして、4団体とも人材ですとか、車両といったものを法人内の資源を投入して、地域住民の福祉向上に努めていらっしゃいます。市としましても各団体の活動を支援するとともに、継続的な活動を期待しております。

○久保田委員長 以上で、当委員会の付託議案外の質疑を終わります。

当委員会に付託された市長提出議案の討論に入る前に確認します。議会基本条例第 11 条第 2 項に、委員会活動を中心に委員間討議を行うものとするがあります。委員間での自由討議が必要と思われる議案がある方は挙手願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久保田委員長 ないようですので、討論・採決を行います。

次に、当委員会に付託された市長提出議案の討論・採決を行います。市長提出議案について、討論がある方は挙手願います。

遠山委員。——全てです。反対か賛成か、どうぞ。

○遠山委員 遠山です。私ども日本共産党は、そもそも市民の税金で建てた——設置した公共施設は……

○久保田委員長 遠山委員、議案番号でお願いいたします。

○遠山委員 (続) ごめんね。議案第 73 号と 74 号なんです。市民の税金で設置された公共施設ですから、やはり直営で行うべきだということを私たち政策的に持っています。その立場から、指定管理者の指定について反対をいたします。ただ委員会——先ほどいろいろ質疑はさせていただきましたけれども、期待している面もあるよということは、職員の皆さん、御承知ください。で、議案第 75 号から 78 号までは賛成の立場です、付け加えて。討論を行いました。

○久保田委員長 そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久保田委員長 討論なしと認めます。これで、当委員会に付託された市長提出議案の討論を打ち切ります。

これより当委員会に付託された市長提出議案の採決を行います。採決は挙手によって行います。

議案第 73 号、指定管理者の指定について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○久保田委員長 賛成多数です。よって、議案第 73 号は可決されました。

議案第 74 号、指定管理者の指定について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○久保田委員長 賛成多数です。よって、議案第 74 号は可決されました。

議案第 75 号、令和 6 年度取手市一般会計補正予算 (第 8 号) (所管事項) について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○久保田委員長 全員賛成です。よって、議案第 75 号のうち当委員会所管事項は可決されました。

議案第 76 号、令和 6 年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号) について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○久保田委員長 全員賛成です。よって、議案第 76 号は可決されました。

議案第 77 号、令和 6 年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○久保田委員長 全員賛成です。よって、議案第 77 号は可決されました。

議案第 78 号、令和 6 年度取手市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○久保田委員長 全員賛成です。よって、議案第 78 号は可決されました。

これで、当委員会に付託された市長提出議案の審査は全て終了しました。

一度休憩します。

午前 11 時 24 分休憩

午前 11 時 25 分開議

○久保田委員長 再開します。

この後、午後 1 時から請願第 4 号について審査予定です。審査に関係する執行部の皆さんは時間までに大会議室にお集まりください。それでは、退席していただいて結構です。お疲れさまでした。

休憩します。

午前 11 時 26 分休憩

午前 11 時 30 分開議

○久保田委員長 再開します。

この後は審査日程を変更し、当委員会の任期中における重点調査テーマ「保育士や保育教諭・幼稚園教諭の処遇改善」について調査を行いたいと思います。

令和 5 年 12 月 7 日の福祉厚生常任委員会にて、請願第 43 号、保育士等の処遇改善に関する請願を全員賛成で採択しました。それに伴い、令和 5 年 12 月 12 日に開催された令和 5 年第 4 回定例会の本会議にて、意見書案第 6 号、さらなる保育士等の処遇改善の財政措置を求める意見書についてを福祉厚生常任委員会から提出し、全員賛成で可決され、議会として国と県に意見書を送付いたしました。また令和 6 年 10 月に、保育士や保育教諭・幼稚園教諭の処遇改善に関するアンケートを市内の民間保育施設を対象に実施しました。11 月 20 日に開催した福祉厚生常任委員会にてアンケートの集計結果を委員間で共有し、保育現場に従事されている方々の処遇改善に関する課題事項を協議しました。その結果、給与・収入について、雇用形態について、人員配置について、以上の 3 つを課題事項として決定しました。本日はこの 3 つの課題事項について、執行部へ調査を行うこととなっております。まず初めに、令和 5 年第 4 回定例会で議会にて全員賛成で採択された請願第 43 号及び全員賛成で可決された意見書案第 6 号を受けて、執行部として行ってきた施策やその後の経過、今後の見通しなどについて報告を求めます。

鈴木部長。

○鈴木福祉部長 福祉部の鈴木です。よろしくお願ひします。では今、久保田委員長のほうからお話がありましたとおり、保育士等の処遇改善に向けて、これまで市のほうで行っ

てきた取組、経過も含めて御説明させていただきたいと思います。今、冒頭でお話がありましたとおり、昨年、令和5年12月議会において、保育士等の処遇改善に関する請願が提出され、議員全員賛成で採択されたところです。これを——市としてはこれを受け止めて、どういうふうな考えでこれを進めていこうかということで議論を重ねてまいりました。この請願が採択された後、処遇改善について市の考えとしましては、この請願の内容でも明記されておりましたが、つくば市と例えば同額の3万円を毎月支給し続けたとすると、年間で約1億5,000万円の財政負担が発生します。これを未来永劫支給し続けることになること、ここについてまず検討させていただきました。また、特定の職種への処遇改善費を支払うということは、人材が不足している介護職や教育職、そういった職種とのバランスを欠くことになる、そういったことも懸念されました。そして保育サービスに関わる部分については、国により提供される、ある程度全国一律のサービスであることが望ましいこと、そういった考えから、国として財政力による地域間で保育士の偏りを解消し、均等で公正な——公平な処遇改善となるためのルールづくりが必要ではないかと考え、国及び県に要望していくこととさせていただきました。そこで令和6年2月28日、県知事に対し、保育士・保育教諭等への処遇改善に関する要望書を、取手市長外県南5首長の連名で提出してまいりました。

資料の1を御覧いただければと思います。こちらの要望内容としましては、「保育士等への処遇改善に向けた財政措置と、処遇改善事業を実施すること」「国に対し、全国一律での処遇改善に向けた財政措置と、処遇改善事業を実施するよう要望すること」、こちらの2点についてお願いしてまいりました。こちらの要望書提出に際し御対応いただきました飯塚副知事、こちらのほうからは、「業種にこだわらず県の最低賃金を上げることに注力していること。また県の財政状況もあり、県としても国に要望していきたいということ。本来であれば国の公定価格においてしっかりと処遇改善をすることが必要で、財政力による人材の囲い込みについては懸念しており、地域格差のない公平な制度であるべきと考えている」などというお言葉をいただきました。そのほか、副知事からいただいた意見としましては、「県南地方のほうに県央の人材が流出し、県央に県北の人材が流出している。これは県南地区ではなく県全体の課題として考えている。この要望内容は井川知事にしっかりと伝えていく。県として人材バンクの活用を推進していく」という意見もいただきました。

次に、令和6年7月1日、市内の所長・園長会議において、金額などはまだ定まっておりましたが——これからまた詳しく説明させていただきますが、市の単独補助金の民間保育園等運営補助金、こちらの見直しを考えていることを説明させていただきました。事前に補助金見直し案の資料を各園に配布しまして、当日この御質問いただく方法で実施したところです。その際いただいた意見としましては、「スクラップ・アンド・ビルドとなることで施設への補助金が減少することから、一部施設から懸念の声」をいただきました。また、「民間運営補助金を削られてしまうのは困る。保育士に直接交付することで園の経営が悪化してしまっては本末転倒である」などという御意見をいただきました。このときの会議では今申し上げたとおり、一部の施設のみからしか御意見をいただくことがで

きなかったことから、令和6年7月18日から24日にかけて、市内全21か所の特定教育保育施設を訪問し、再度説明させていただき御意見もお聴きしました。施設訪問した結果としましては、8割以上の施設から、保育士確保につながるとして非常に好意的な御意見をいただきました。

次に、令和6年8月8日に、市長自らこども家庭庁に出向き、当時の内閣府特命担当大臣である加藤鮎子大臣宛てに、保育士・保育教諭等への処遇改善と人材確保の推進等に関する要望書を提出してまいりました。

こちらについては資料2を御覧ください。その際の要望事項としましては、1つ目として「保育士等への全国一律での処遇改善に向けた財政措置と、公平な処遇改善事業を実施すること」、2つ目として、「すべてのこどもが権利を保障されながら幸せに暮らせる、「こどもまんなか社会」を実現するため、こどもたちの健やかな成長を支えるための環境整備として、保育士等確保推進に向けた財政措置と施策を実施すること」、この2つを要望してまいりました。当日は、こども家庭庁、保育政策課長が対応してくださり、市長からは、取手市は都心から近く、東京や隣接した千葉県で実施している保育士への助成金により保育人材が千葉県、東京都へ流出し、人材確保が非常に困難な状況となっている。財政力により地域間で保育人材の困り込みをする状況下では、公平に質の高い保育を提供していくことができない。支援が必要な児童が増加していることで加配保育士が必要となり、保育士不足に拍車をかけている。国としての人材確保対策をお願いしたいなど、直接課題となっている事項について要望してまいりました。そのほか、市からの要望としましては、まず1つ目、障がい児保育だけではなく、発達に課題がある子どもに対し職員を多く配置したり、また配置基準見直し後もまだまだ十分ではないことから、児童の安全や職員の働き方を考慮し、多くの保育施設で配置基準以上に職員を配置している。配置基準以上の職員給与費はほとんどが施設の持ち出しとなっているため保育施設の経営を圧迫している。この状況について改善を求める声が多く上がってきていること、国として配置基準以上に職員を配置した場合の費用の適正な給付について検討してほしい、ということ申し述べました。対応いただきましたこども家庭庁、保育政策課長からは、「近々人事院勧告が発表されると——人事院勧告が発表されると聞いている。今年度は民間の給与状況を勘案し、国家公務員の給与が30年ぶりになる高水準のベースアップとなる。これにより保育士・保育教諭の給与も増加していくこととなるが、もともと保育士・保育教諭については、労働者全体の給与水準と比較すると、月額5万円程度低い状況となることは把握している。また、この人事院勧告において自治体間の格差である地域手当区分も見直しがかかることで、地域区分は保育施設の給与水準と基本的に準じていることから検討のタイミングとなる。人材確保の取組としては、国として再就職支援、育成校との連携を考えていきたい。またインクルーシブ保育は個々の児童にとってもよい制度であり、保育と発達支援センターなどとの連携がこれからは重要と考えている。障がい児支援は自治体の規模により格差が出ないためにも、いろいろな制度を組合せて広域連携などができるよう、国として支援していきたい。保育現場の声は、我々のような国の機関まではなかなか届かない、今後いろいろな現場の声をぜひ聴かせていただきたい」などという言葉いただきました。

続きまして、8月13日の児童福祉審議会で、先ほどから申し上げております市単独補助金、民間保育園運営補助金の見直し案について御審議をいただき、参加された委員全員より賛成をいただきました。いただいた御意見としましては、「市ではこのようにいろいろ検討してもらっていてありがたい」「この内容のアピールがこれから重要となってくる、積極的に発信して行ってほしい」「ぜひ予算化に向けて努力して行ってほしい」「幼稚園教諭も対象としていただいた内容でとてもありがたい」など、御意見としていただきました。

続きまして、8月30日には、幼稚園・私立保育園連絡協議会代表者6名が来庁していただき、市長と意見交換を行いました。市長からは、施設側も人材確保や運営についての努力をしていただいていることへの感謝の気持ちを伝えていただきました。忌憚のない意見を出し合う中で、限られた予算の中で処遇改善が少しでも進むよう、市としても協力、努力していきたい。また、ある施設の園長先生からは、「お金の問題ではなく、職員を大切にすることで働きやすい職場としていくことの大切さ」についてお話がありました。

さらに、先日、内閣府特命大臣である——特命担当大臣であるこども政策を担当されている三原じゅん子大臣と中村市長が面会できる機会がございまして、中村市長から、保育士の人材確保につながる処遇改善の必要性などについて直接大臣に伝えさせていただいたところです。このように市長自らが何度も国や県への処遇改善の働きかけを行ってきたこともあり、その成果として我々は捉えているんですが、このたびのこども家庭庁の補正予算として計上されている保育士等の処遇改善について、現行の子ども・子育て支援新制度におきまして過去最大の10.7%の人員費の引上げ率となりました。過去の引上げ率が令和4年度が1.2%、令和5年度が5.2%となっておりますので、それと比較しますと、抜本的な改善が図られたと考えております。以上、ここまで、これまでの経過について説明させていただきました。

続きまして、処遇改善について、市の取組について説明させていただきます。まず初めに、先ほど來說明させていただいた部分と重なりますが、最初に、取手市と近隣自治体の状況について、改めて説明させていただきます。現在、全国的な保育士不足により、東京都や千葉県、県内ではつくば市や牛久市などが、保育士確保方策として、賃金に上乗せする補助金や家賃補助を実施しています。このうち賃金の上乗せにつきましては月額1万5,000円から、経験などに応じて10万円近く支給している自治体もございます。当市におきましても、1人一律幾らという助成金の支給を検討した経緯がこれまでございますが、継続的な負担となりますと、市の財政負担も大きく大変厳しいものとなります。冒頭でもお話しさせていただきましたが、つくば市と同じ水準で月額3万円を支給したとすると、未来永劫1億5,000万円ほどの財政負担がかかることとなります。また、保育士に限らず、介護職などのほかの職種におきましても人材不足が——処遇改善が必要と言われている中で、特定の業種にのみ一般財源を充てること自体がどうなのかという御意見もいただき、このような形での助成事業は困難なことと考えておりました。また、ある市では、市単独で3万円の助成金を支給しておりますが、年々財政が圧迫されていることが深刻な課題となっていると聞いております。また、その市においては、助成金の支給があるにもかかわらず

らず、今年度は保育士不足により新規児童の受入れが全くできてない施設が2施設ほどあったと聞いております。一方、保育施設に対しましては、保育の運営費となる給付費を支給しておりますが、こちらにつきましては国の公定価格といわれる基準で決められておりまして——決められており、それを基に金額を算出しまして、市から保育施設に対して支給するものです。この公定価格の基準には地域区分がございまして、同じ規模の保育施設であっても、在籍児童1人当たりの単価が地域により8つの段階に定められております。令和5年度の数字になりますが、取手市の地域区分は100分の16、常磐線沿線の柏市では100分の6の区分となっております。仮の話ではございますが、柏市と比較しますと、定員100名の保育施設でおよそ年間580万円ほど給付費が高くなります。このように、取手市はほかと比較しても高い状況にあります。この運営費が職員給与に反映されることで、1人当たり年間約42万円、1月当たりですと約3万5,000円程度、多く給料を設定することができると想定しておりますが、その現状を知っている保育士は少ないのではないかと考えております。ただ、そういった中でも市として何か取り組めるべきものはないかと考えておりまして、市の単独補助金として支給しております民間保育園運営補助金の見直しを考えました。補助金の試算額につきましては、現在、令和7年度予算編成に向けて全庁的に進めているところであり、当初予算試算後に議決をいただいて確定しますので、あくまでも現時点での案となります。

では、配付資料3の2ページを御覧ください。こちらの表の2、現行の民間保育園運営補助金を御覧ください。補助金のメニューとしましては、給与改善費、施設管理費、格差是正費がございまして、それぞれの補助金の内容につきましては、その下に記載してあり、給与改善費は経営基盤の安定と職員の処遇向上を図るための経費、施設管理費は入所児童の環境向上と施設管理に要する経費、格差是正費は職員の労働条件の改善と保育内容の向上を図るために要する経費となっておりますが、保育士の確保につながっているか不透明であり、市内外へのアピールが不足しておりました。取手市単独で保育士確保方策を打ち出すためには財源が限られております。また、保育の現場を支える保育士の処遇は全国的に公平であるべきと考えたことから、繰り返しになりますが、知事とこども家庭庁に全国一律の処遇改善に向けた財政措置と公平な処遇改善事業を実施するよう要望書の提出を行ったわけでございます。この補助金の見直しをするに当たっては、子育て支援課の予算上、国、県の財源が投入されている事業につきましては見直しすることが困難であり、市単独事業のスクラップ・アンド・ビルドにより、保育士確保方策のための補助金を創設することが現実的となると考え、現行の民間保育園運営補助金の予算の範囲内で見直しを行い、保育士のための補助金として改正し、市内外へのアピールを検討しているところでございます。この補助金ですが、令和5年度は17施設に4,717万3,780円、1施設当たり平均で約277万円を支給しました。ほかの市町村に同様の補助金はございません。見直しの考え方について説明させていただきます。今申し上げたこのうち、土曜日の開園時の人件費となっている格差是正費、こちらにつきましては土曜日の開園が当然となってきている現在の制度と合わないことから、これを保育士確保に向けた補助金へ充てることを検討いたしました。そこで補助金の見直し案としましては、2つの補助金の新設をさせていただくこ

とを検討しております。

資料の3ページを御覧ください。1つ目としまして、仮称ではございますが、取手市新規採用保育士等応援補助金です。対象は民間保育施設にて新規に採用された常勤職員です。看護師や調理師も該当とさせていただきます。金額は20万円。細かい部分はこれから詰めてまいります。採用後半年以上勤務しており、申請時点でも勤務していることを条件とすることで、補助金目当ての転職や離職を防ぎ、職員の口座へ直接振込みすることで、ほかの自治体との差別化、金銭的なインパクトがあると想定しております。狙いとしては、保育士等の資格を持っていても現在は別の仕事をするなど、いわゆる潜在的保育士の方などに保育現場に戻ってきていただけることを見込んでおります。

2つ目としては、(仮称)取手市保育士等永年勤続功労補助金です。こちらも看護師・調理師を含む常勤職員を対象とし、勤務年数により3年目は10万円、5年目は12万円、8年目は15万円、10年目以降は5年ごとに20万円と、10年目までは長く勤務するほど補助金額が増加するため、継続雇用を促すことを見込んでおります。また、市内には法人によっては複数箇所施設を運営しているところもございますので、市内での同一法人間での異動も想定されますが、そちらについては継続勤務とみなすこととしております。こちらの補助金も直接、市から個人の口座に振り込みいたしますので、保育施設の負担を軽減し、市から直接功労金が振り込まれるというインパクトは大きいのではないかと想定しております。また、これらの補助金につきましては、当初案ではスクラップ・アンド・ビルドの関係から金額を抑えておりましたが、より一層の継続雇用の促進を図るため、勤続年数ごとに差を設けて、金額を当初の考えからは増額する案とさせていただきました。この2つの補助金の予算としては、近年の実績を参考に、新規採用者への応援補助金として36人分で720万円、資料4ページの表4を見ていただきますと、永年勤続功労金として110名分で1,515万円を想定しております。なお今回、「保育士確保に向けた既存の補助金の見直しをすることで、既存の民間運営補助金を削られてしまうのは困る」という声も認定こども園から出されたことや、「保育士等に補助金を直接配ったことにより、園の経営が悪化してしまっは本末転倒」という御意見もいただいたこともありまして、1号認定といわれる幼稚園児の利用定員の見直しも考えております。

資料では4ページの下段から5ページにかけてとなります。現在、計画期間中である第二期子ども・子育て支援事業計画において、幼稚園児童となる1号認定児童の利用定員を、令和5年度は1,075名確保しなければならなかったところですが、在園児は年々減少しており、実際には613名と462名の乖離が生じております。先ほどから国の基準とする公定価格について、運営費として市から施設に支払うと説明させていただきましたが、この算定では定員区分が下がるごとに園児1人当たりの単価が上がる仕組みとなっております。このため、来年度より実情に応じた利用定員を設定することで、施設への運営費となる給付費は全体で約4,200万円増加する予定です。このうち市の負担につきましては約1,300万円程度見込んでおります。

なお、施設ごとの内訳につきましては、資料の6ページのとおりとなります。12施設中10施設、280人の引上げを予定しております——引下げ、ごめんなさい、引下げを予定し

ております。

以上、保育士確保方策のための補助金の見直しについて説明させていただきました。以上、保育士等の処遇改善に向けてのこれまでの経過と経緯と取組についての説明とさせていただきます。お時間をいただきありがとうございました。

○久保田委員長 ただいま執行部からの報告が終わりました。

次に、「保育士や保育教諭・幼稚園教諭の処遇改善」に関する課題事項について、執行部へ質疑を行います。

質疑のある委員は挙手願います。

金澤委員。

○金澤委員 御説明いただいた資料に基づいて、何点か質疑させていただきたいんですけども、まず1点目なんですけど、この資料3——最後の資料、よくまとまっているなと思ったんですけども、これはもうどこかの会議で示された資料なんですか。——何かの会議で既にこう……。

○鈴木福祉部長 説明された資料になります。

○久保田委員長 三浦課長。

○三浦子育て支援課長 子育て支援課、三浦と申します。お答えさせていただきます。こちらは先ほど部長からもお話がございましたとおり、児童福祉審議会、そちらにおいて説明をさせていただいております。また、7月の所長・園長会議、これと同一ではございませんが、似たようなものをお配りして説明をさせていただいたところでございます。

○久保田委員長 金澤委員。

○金澤委員 続いてなんですけれども、現行の民間保育園の運営補助金が令和5年度、令和6年度と出ておりますが、今後、今これから令和7年度の予算の算定に入ってくると思うんですけども、この令和7年度は、これは少し減るという認識でよろしいですか。

○久保田委員長 三浦課長。

○三浦子育て支援課長 お答えさせていただきます。現行、民間保育園の運営補助金、補助メニューが3つございます。それで、令和6年度の予算額として5,222万円とございますが、こちらが令和7年度に関しましては、給与改善費、施設管理費、それと先ほど御説明しました新規採用の保育士等の応援補助金、永年勤続の功労補助金、これで合わせまして約6,000万円弱という形で予算のほうを今、積算をしております、財政のほうと協議をしているような状況でございます。

○久保田委員長 金澤委員。

○金澤委員 全体としては少し増えるけれども、ただこの1番と2番に関しては保育士さんに直接支給になるので、施設としては——施設としての支給額は全体としては多少減ってしまうという理解でよろしいですか。

○久保田委員長 三浦課長。

○三浦子育て支援課長 金澤委員おっしゃるとおりなんですけども、その施設にですね——施設にお支払いした分を保育士のほうに回す、それでは施設のほうは運営のほう困ってしまうということで、資料のほうの4ページから6ページにかけての1号定員の見直し、

こちらで認定こども園に関しましては、施設のほうに定員を下げた場合、運営費のほうで
すか——そちらのほうが増えますので、そちらで少しは補充はできるのかなとは考えてお
ります。

○久保田委員長 金澤委員。

○金澤委員 よく分かりました、説明で。ただ、この10園に該当しないところに関して
は、やっぱりこの——定員の引下げがないということで、純粹に園に入ってくる分が減っ
てしまうと。それらの園からは心配の声とかは上がってないですか。

○久保田委員長 飯塚補佐。

○飯塚子育て支援課長補佐 子育て支援課の飯塚と申します。金澤委員の御質疑のほうに
お答えさせていただきます。今回の処遇改善費の形——こういった形でやりたいというこ
とで、かなりの園に御説明をさせていただいたところです。懸念の声というのは、そうい
った今回の10園の施設からは特になかった形になります。そもそもこの格差是正費につ
きましては、土曜日の保育を実施している場合の職員の給与格差を是正する目的で補助し
ているものでございます。本来は保育士の給与に充てる部分と考えられますので、園運営
の費用が削減されるということはちょっと想定はしておりません。また、基本的には園運
営にかかる費用というのは、国が定める公定価格の中で運営されるべきであると考えてお
ります。このほかに物価高騰分とか給食費、光熱水費などの補助は別途行っているところ
でございます。以上となります。

○久保田委員長 金澤委員。

○金澤委員 ここに記載のあるAからJの10園以外のところでは、その懸念される声は
ないのかなというような質疑なんですけれども。

○久保田委員長 三浦課長。

○三浦子育て支援課長 先ほど部長からお話もあったかとは思いますが、市内の保育施
設のほう、1園1園、職員回りまして御説明をさせていただきました。そういった中で約
8割ぐらいは好意的ということをお願いしておりますので、執行部としましては、この補
助金について御理解をいただいているのかなと感じております。

○久保田委員長 金澤委員。

○金澤委員 それであと今回、この財源なんですけれども、720万円と1,515万円と、あ
と最後の引き下げた場合の市負担額1,300万円、これを足し上げたものが新たな財源とし
て発生するという理解でよろしいでしょうか。

○久保田委員長 三浦課長。

○三浦子育て支援課長 金澤委員おっしゃるとおり、そちらが新たな財源となりますが、
格差是正費、そちらの分が次年度は予算化しておりませんので、その差額が新たな部分が
発生するというような形になります。

○久保田委員長 金澤委員。

○金澤委員 そうすると今は試算の段階かもしれませんが、総枠の中では、どれぐ
らいが純増になるのかなというのは、ある程度試算できてますか。

○久保田委員長 三浦課長。

○三浦子育て支援課長 申し訳ございません、遅くなりまして。純粹に市の負担に関しましては1,715万円ということになります。

○金澤委員 1,700万円というのは……。

○三浦子育て支援課長 申し訳ございません。1号定員を引き下げた場合の市の持ち出しというのが……

○金澤委員 1,300万円。

○三浦子育て支援課長 (続) はい。そちらが1,300万円になっておりまして、4,200万円とあるんですが、国、県のほうから頂ける部分もございますので、そちらのほうは1,300万円となっております。

○久保田委員長 金澤委員。

○金澤委員 その1,300万円と、あとはその1つ目2つ目の補助金を足し上げて、で、格差是正費が少し圧縮して、で、1,300万プラス400万円ぐらいが増える部分だと。——分かりました、ありがとうございます。これ、議会の本当に総意を受けてよく頭をひねっていろいろと考えてくれたなという評価をしております。ありがとうございました。以上です。

○久保田委員長 ほかに質疑のある方はいませんか。——質疑なしと認めます。

以上で、「保育士や保育教諭・幼稚園教諭の処遇改善」に関する課題事項についての質疑を終わります。

執行部の皆様、お疲れさまでした。退席していただいて結構です。委員はこのまま残っていただき、協議を行います。

一度休憩します。

午後 0時03分休憩

午後 0時06分開議

○久保田委員長 再開します。

それでは、本日の執行部の報告や質疑などを踏まえて、今後の調査について協議したいと思います。御意見のある委員はおりますか。

杉山副委員長。

○杉山委員 ありがとうございます。今後の調査についてなんですが、先ほど執行部へのいろいろ説明等を聞いて、補助金の見直し等の施策もやっていくということで、まずはこれを皆さんで、この委員会で見守っていくという形で進めていきたいなというふうに考えております。そしてまずは、来年の3月の定例会中に委員会で中間報告をするために、委員長と副委員長で調査内容をちょっとまとめさせていただくという方向で進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○久保田委員長 そのほか御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久保田委員長 なしと認めます。

それでは、委員会にて重点調査テーマとしている「保育士や保育教諭・幼稚園教諭の処遇改善」について、調査結果を3月の定例会で中間報告すること、3月定例会に向けて委

員会を開き協議していきます。この後、請願の審査を行います。

13時まで休憩します。

午後 0時07分休憩

午後 1時00分開議

○久保田委員長 再開します。

これから、請願の審査に入ります。

それでは、請願第4号、脳脊髄液減少（漏出）症医療改善を求める意見書を国及び茨城県に提出することを求める請願書を議題といたします。

本請願については、請願提出者から議会基本条例第5条第3項の規定による発言の申出があります。なお、発言は申合せにより、1請願につき1回で5分以内となります。残り1分で1度ベルを鳴らします。5分たちましたら2度ベルを鳴らします。

それでは篠原さん、発言をお願いいたします。

○篠原請願提出者 今日はありがとうございます。筑西市から来ました、脳脊髄液減少（漏出）症 our Wish の篠原です。よろしく申し上げます。請願を出した理由を、まず述べさせていただきます。

私の息子が18年前の17歳のときに、通学の途中でひき逃げに遭い、この病気になりました。その当時から県内には専門医がいなく、静岡にある主治医のところまで長年通っていました。3年ほど前、その主治医が78歳と高齢のために退職されると聞き、再度県内及び近郊地域で探しましたが、相変わらず茨城県内には専門医はいません。特に息子のような難治性で難しい患者さんを受け入れる病院は、近郊地域においてもありませんでした。起き上がると頭痛が悪化するのが特徴ですが、座位でも症状は悪化します。遠方への定期的な通院は、毎回とても苛酷です。かなり前になりますが、体調が悪化し、痛みで引きつけを起こしているときに救急車を呼びました。ですが、県内で受入れ先はなく、最後には静岡県の主治医のところまで病院——救急車で運ばれました。もうその間の4時間は、とても不安で地獄でした。息子が死んでしまうかもしれないと思ったことも、その時間内には、かなりあります。まだ病気のことをきちんと理解していなかったこともありました。そこで、この疾患は——病気のことを勉強したら、完治がなく寛解がゴールの疾患になります。長期的なケアが必要で、継続的に面倒を見てくれる病院が必要であります。県内にも同じ境遇の患者さんがいます。ですが、病気を認識できず病院をたらい回しにされ、最終的には精神疾患と誤診される場合がとても多いです。私が把握できている患者さんは20人から30人ですが、把握できていない患者さんはもっと県内にいると想像できます。

それと、再三にわたり文科省のほうから、「子どもたちのスポーツや尻餅転倒などで脳脊髄液減少症を発症する」という通達が出ています。ですが実際、小児を診る専門医はもっと少ないです。この通達が親御さんや当事者に届くように、昨年、保健だよりなどを出していただけるように県のほうにはお願いしました。令和4年度のちょっとこちら情報になってしまいますが、県内の不登校児は、小学生が3,288人、中学生が5,289人の合計8,577人です。病気による長期欠席児童数は、小学生が1,155人、中学生が1,236人で合計2,391名です。ですがこれは、はっきりきちんと10日間とかの休みを取ったお子さん

なんです、実際はグレーゾーンの保健室登校でしたり、午前中だけ登校したとかいうお子さんは含まれていません。なぜこのような発言をしたかといいますと、病欠の子どもたちの中に、本来は脳脊髄液減少症かもしれない——例えば、起立性調節障害と誤診をされて、とても似ているので、治療しても改善しないという子どもたちは脳脊髄液減少症を疑うことが本当は必要なんです、まだ認知がされていないのと、専門的な検査を行わないとこの病気の診断がつかない難しさもあるので、子どもたちの中で知らないで苦しんでいるお子さんがいると思います。実際、昨年なんですけれども、神奈川県で脳脊髄液減少症を患って……

〔柴議会事務局主事ベルを1回鳴らす〕

○篠原請願提出者 (続) 学校に行きたくても行けず、いろいろな苦勞をして自殺されたお子様がいらっしゃる。茨城県ではこのようなことが起こらないように、ぜひ対策をしていただきたいと思います。以上です。

○久保田委員長 以上で、請願提出者の発言が終わりました。

これから、請願提出者に対する質疑を行います。質疑のある委員は挙手願います。

金澤委員。

○金澤委員 金澤です。よろしくお願います。まず、茨城県のホームページに、この脳脊髄液減少症に対応する医療機関が複数あるということを確認したんですが、篠原さんのおっしゃる意味というのは、そういうことではなくて、もっと専門的な治療ができる場所を県内に1か所は確保していただきたいと思いますということによろしいのか、その辺りをお聞かせ願えればと思います。

○久保田委員長 篠原さん。

○篠原請願提出者 お答えします。県のホームページは長年更新をしていなくて、2年前から随時更新をするようお願いをして、今内容が変わっているんですが。まず、ホームページで載っている——「希望があればします」とか、そういう欄が大多数なんです、実際は病院のほとんどが、治療、診断、検査の経験がほとんどないのが実態です。その中で唯一、保険診療ができる美浦中央病院なんですけれども、そこは整形外科が主なんですけれども、整形外科の院長先生がその施術をしてくれるということなんです、うちのような息子を——長年、ブラッドパッチをやっても治らない息子を一度聞いたら、要は専門知識はないので、そのブラッドパッチをやるということは医療的には可能なんですけど、その後の経過観察——それがよくなったのか、成功したのか、そういう細かいことまでは分からないというのが実態で、積極的に診れないと断られました。その美浦中央病院以外は、本当は3日間、医師の監視の下で治療しなくてはいけないのに日帰りですべて済ませられるような病院とか、自由診療で言い値で病院のほうに請求された金額を払うような感じになっていて、それが実態になっています。なので私は、きちんと施設基準を満たして専門知識のある、経過観察も兼ねて診れるお医者さんがいる病院を1か所造っていただきたいと思いますので、今現在のホームページの内容では全然足りないというのが実情です。以上です。

○久保田委員長 金澤委員。

○金澤委員 ありがとうございます。よく分かりました。もう一点、請願書の中で「専門医」という言葉が出てきますが、現在、専門医ということが制度化され、それぞれの医学学会の専門医や日本専門医機構の認定専門医というものはあると思うんですけども、一つ一つの病気の専門医というものは制度上はないようなんです。篠原さんがおっしゃっている専門医というのは、そのような認定専門医のことではなくて、脳脊髄液減少症の診断を専門的に、そして深く診ることができる専門のお医者さんということでしょうか。

○久保田委員長 篠原さん。

○篠原請願提出者 お答えします。まず全国的に見て、専門医——それを専門として診察をしたり治療してくれるお医者さんというのは、実際10名ほどしかいらっしゃいません。その中で保険診療でできるお医者さんが10名弱。保険診療外で高額な値段を取って治療してくれる自由診療のところは数多くあるんですけども、専門知識がそこにあるかないかは、ちょっと定かではないです。ですが、日本脳脊髄液学会のほうで登録されている中での一部のお医者様で、専門性を持って常に連携を取りやってお医者さんがいるんですけども、そういう何か——学会にいらっしゃるお医者さん以外に——ちょっと私は把握できてないんですが——そうですね、取りあえずは10人ぐらいのお医者様がその脳脊髄液だけ、一本だけを診て治療しているお医者さんがいらっしゃいます。そういうお医者さんを茨城に欲しい、そう思っています。以上です。

○久保田委員長 金澤委員。

○金澤委員 分かりました。

○久保田委員長 いいですか。そのほかはありますか。

遠山委員。

○遠山委員 今日はお疲れさまです。請願を出していただいて、篠原さんの周りの方で同じやっぱり病名いただ——病名もらってるというか、そういう患者さんの仲間というか、そういったことはあるんですか。18年も大変な思いをされてるってことなんですけど、ちょっと私自身、この病気を持ってるという人が、以前——10年ぐらい前だったか、ちょっと取手市内でも相談を受けたことというのはあるんですけど、今、周りにいらっしゃいますか。仲間というか、連絡取り合ってるような。

○久保田委員長 篠原さん。

○篠原請願提出者 お答えします。私は全国的にやり取りをしまして、全国でやり取りしている患者さんは800名ぐらい。相談とかを受けて、常時、ホームページのほうで連絡を取り合ったりとかしてる方だとか、あと茨城県内でもやり取りしてる患者さんは10名ほどいらっしゃいます。やっぱりネット関係なので、どこに住んでるとかあまり聞かないようにしているので、あちらから「実は茨城なんです」と言われてる方が、「あっ、そうなんだ」という認識で、細かいことは患者——私の患者会はあるんですけども、細かい個人データは頂かないことにして、お名前とメールアドレスでいつでも連絡が取れるような形で会費無料でやっていますので、ちょっと個人情報になっちゃうんで分からないんですけども、でも常々、SNSとかホームページ上でやり取りはしています。以上

です。

○久保田委員長 遠山委員。

○遠山委員 同じ経験を持つてると、やっぱりお互いちょっと、子どもさんがそういったときに、症状によっては相談に乗ってもらったりとか、私はそういうことあったよとか、そういうことってやっぱり大事かなと思ってたんで、できてればよかったなと思います。全国で800人もというところでは、何か親の会とか家族の会とか、他の病気なんか——障がいとか病気とかって、そういう団体がありますけど、そういった何人かでもいいから国へ意見出そうとか、そういったことというのはこれまでもあったんですか。そこまではやれてなかったかな。

○久保田委員長 篠原さん。

○篠原請願提出者 この病気のこと一番大きく動いてくれているのが、NPOで脳脊髄液減少症の患者会というのがあります。そちらは20年ほど継続してずっと活動しています。公明党さんなんか力を入れて御協力いただいて、結構、今は石川県のほうに力を入れてやっていただいたりしているようなんですけれども、そこは連携は取ってというか、トップとはお話をさせていただいたりとかしてるんですけども、一緒に何かをやるというよりは、ちょっと考え方の相違点とか——そちらは患者さんの交通事故関係の弁護士を紹介したりとか、障がい者の手帳を取るときの社労士を紹介したりとか、そちらが重きで、あとは国のほうに働きかけを公明党さんを通してやっていらっしゃるのがメインなので、私は患者さんの本当の困っているところと、医療でここが駄目だと思うことを国と県に対してお願いすることをやっているんで、——まあ会費も取っていないので、別では活動しています。全国には各都道府県に——そうですね、広島とか栃木、埼玉とかぽつぽつなんですけど——北海道など、一応患者会というものは存在いたします。ただ高齢化になって、今ほとんど動きがないのが実情です。以上です。

○遠山委員 よく分かりました、状況が。以上です。

○久保田委員長 そのほかありませんか。——質疑なしと認めます。

これで、請願第4号の請願提出者に対する質疑を打ち切ります。

篠原さん、ありがとうございました。退席していただいて結構です。

次に、請願第4号について、執行部に確認したいことがある委員は挙手願います。

遠山委員。

○遠山委員 よろしくお願ひします。取手市内で、保健センターのほうでいろいろな病歴というか、そういったケースを把握されているかなというふうに思っはいるんですけど、この脳脊髄液減少症というところで、患者さんというの、取手市内にはどうなんですか、保健センターのほうでつかんでいるのか、関わっているのかちょっと伺います。

○久保田委員長 助川次長。

○助川健康増進部次長 保健センター、助川です。お答えいたします。保健センターのほうでは、市民の方でという情報はございません。もしかしたら個人的な相談というのが入っていたこともあったかもしれないんですが、それも現状では把握はしておりません。

○久保田委員長 遠山委員。

○遠山委員 ただ今回、請願もあったということで、私たちも以前——10年ぐらいも前になったかと思うんですけど、交通事故を通して何かそういった症状が出てるということで、ブラッドパッチでしたっけ——この治療を受けたという話までは聞いたんですよ。その後、何か落ち着いているようだということで、それっきりににはなったんだけど、そういう意味では、医療懇談会とか医師会との連携とかってありますけど、先生方から何かそういった話というのは、これまで出たことあるんですか。あまりなかったかな、取手では。

○久保田委員長 助川次長。

○助川健康増進部次長 お答えいたします。医師会の先生方とは様々な場面で情報共有はしてるんですが、この件に関して先生方からということは、今までにはございませんでした。

○遠山委員 以上です。

○久保田委員長 そのほかありませんか。

山野井委員。

○山野井委員 すみません、確認というか、知ってたらなんですけど。この疾病の、統計的にはどうなんでしょう、例えば後天的なものが多かったりとか、それからその推移ですね——患者数の推移だとか、その辺というのは何か情報ございますか。

○久保田委員長 助川次長。

○助川健康増進部次長 お答えいたします。私どもも——何でしょう、件数だったりとか人数だったりということは、やっぱり調べて把握するという状況ですので、どれくらいだというのは、センターとしての把握というのはしてはおりません。あとは、本当にこの病名に関してどういう症状かということを見ると、やはり後天的なものが多いのかなとは思われるんですけども、その辺もまたしっかり確認しないとという部分ではございます。以上です。

○久保田委員長 山野井委員。

○山野井委員 難治性の疾病に認定されてないんですね、今の段階で。多分、後天的なものが原因だとすると、なかなかそこに入っていくのは難しいのかなというのと。例えば、国で予算措置だとか研究費だとかということ——今、研究自体はやってるんですけど、そのところに引き上げるところまでの症例数が把握がしづらいということなんでしょうか。要するに、発見から治療までのスキームが不十分だという、多分、請願者様のお話だと思うんですけど、そういう捉え方でよろしいですか。

○久保田委員長 助川次長。

○助川健康増進部次長 すみません、本当に詳細までの把握というのは、し切れてない部分なんですけれども、やはり今、山野井委員がおっしゃられたとおり、国のほうで厚生労働科学研究費補助金を使って令和5年から7年度まで研究をされているということで、またその研究によって診断基準のほうも明確になってくるようですので、今現時点としては、その診断基準も発表されていないということも確認はしております。症例数がどれくらいだからどうこうということも、すみません、詳細は把握はし切れておりません。以上です。

○久保田委員長 いいですか。——はい、分かりました。そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久保田委員長 これですべての請願第4号の審査を打ち切ります。

当委員会に付託された請願の討論に入る前に確認します。議会基本条例第11条第2項に、委員会活動を中心に委員間討議を行うものとするがあります。議題となっている請願に関して、委員間での自由討議が必要と思われる方は挙手願います。——なしと認めます。

以上で、当委員会に付託された請願の委員間討議を打ち切ります。

続いて、当委員会に付託された請願についての討論を行います。討論がある委員は挙手願います。——討論なしと認めます。これで当委員会に付託された請願の討論を打ち切ります。

これより、当委員会に付託された請願の採決を行います。採決は挙手によって行います。

請願第4号、脳脊髄液減少（漏出）症医療改善を求める意見書を国及び茨城県に提出することを求める請願書について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○久保田委員長 全員賛成です。よって、請願第4号は採択することに決定しました。

それでは、意見書案の案文整理のため休憩します。

午後 1時21分休憩

午後 1時31分開議

○久保田委員長 再開します。

お諮りいたします。まず、請願第4号の請願事項1について、サイドブックに掲載したとおり、意見書案を委員会提出議案として提出することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○久保田委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

続いて、請願第4号の請願事項2について、サイドブックに掲載したとおり、意見書案を委員会提出議案として提出することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○久保田委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

これで当委員会に付託された案件の審査は全て終了しました。執行部の皆さんは退席していただいて結構です。お疲れさまでした。

一度、休憩します。

午後 1時32分休憩

午後 1時45分開議

○久保田委員長 再開します。

次に、その他です。委員の皆様から何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久保田委員長 なしと認めます。

以上で、本委員会の全ての日程が終了しました。

これで、福祉厚生常任委員会を閉会します。

午後 1時46分散会

取手市議会委員会条例第 31 条第 1 項の規定により署名又は押印する。

福祉厚生常任委員会委員長

取手市議会
福祉厚生常任委員会
委員長